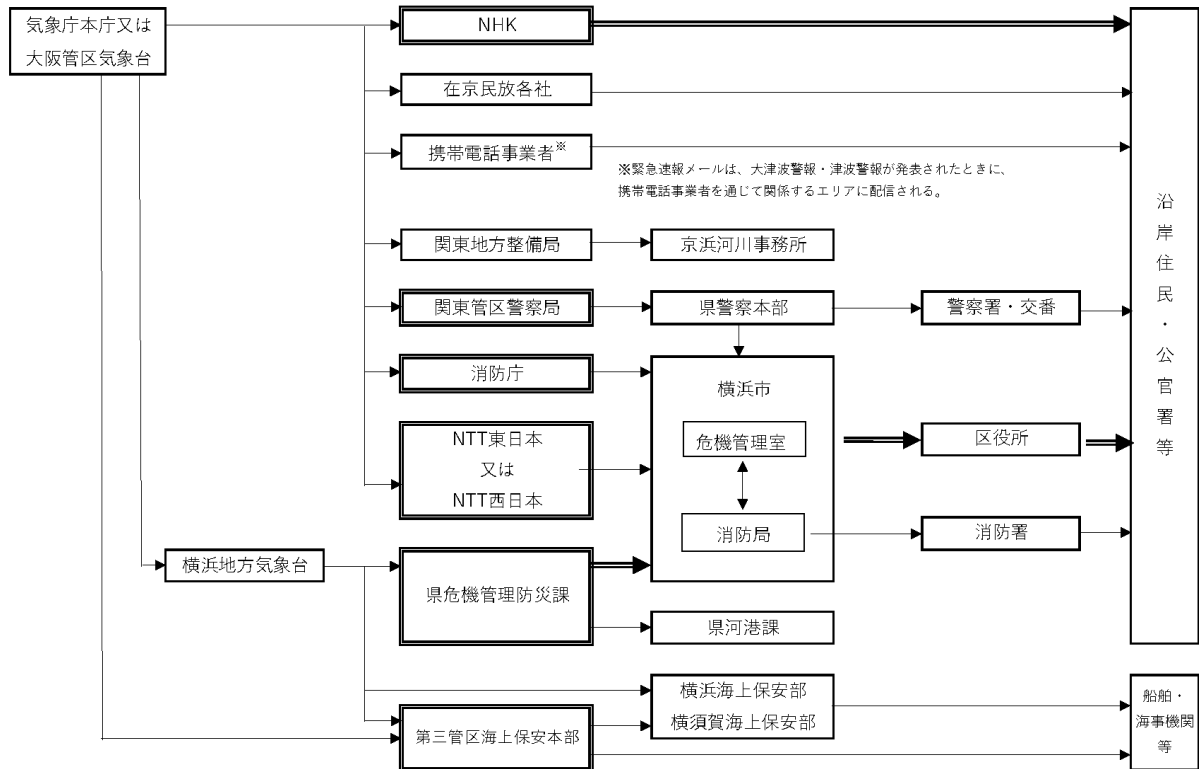


津波対策 情報受伝達系統図

○ 津波警報等の情報受伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

○ 施設等に対する津波警報等の情報受伝達系統図

